

こうぎんカード取引規定（個人用）

こうぎんカード取引規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金、および決済用預金について発行したこうぎんカード（以下これを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

(1) 当行の現金自動預払機（以下「自動機」といいます。）を利用する場合

利用自動機	預入れ	払戻し	振込
当行ATM	○	○	○

(2) 当行が「自動機の相互利用による現金預入支払業務」を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機を使用して預金を払戻す場合

(3) 当行の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

(4) その他当行が定めた取引を行う場合

2. (自動機による預金の預入れ)

(1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 自動機による預入れ可能な紙幣は、当行または提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れ紙幣の枚数は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機による預金の払戻し)

(1) 自動機を使用して預金を払戻すときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード、またはカードと通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。

(2) 自動機による払戻し金額の単位は、自動機の機種により当行または払戻し提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻し限度額は、当行または払戻し提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻し等利用限度額（通常設定額：100万円）、および1ヵ月の払戻し累計額の限度額（お客様の希望による任意設定）は、当行所定の申込み手続きにより当行所定の利用限度額の範囲内（ATM操作による限度額減額設定、窓口への申し出による限度額の増減）で変更できます。

(3) 当行または提携先の自動機により払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機による振込)

(1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を正確に入力してください。

(2) 振込依頼の内容を確認の上操作された後は、自動機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

(3) 自動機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込金額および1日あたりの振込等利用合計額は、当行所定の金額の範囲内（通常設定額：100万円）、かつ1回の振込限度額は500万円以内とします。

(4) 窓口営業時間終了後および銀行休業日の当行所定の時間外に自動機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。ただし、当行所定の時間内であっても、振込先の金融機関の状況等により、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱うこともあります。

(5) 振込金額と第5条自動機利用手数料等金額および振込手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

(6) 自動機の操作を完了し、記載内容を再確認し取引内容または残高に疑義のあるときは、直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。

(7) 自動機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (自動機利用手数料等)

(1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 提携先の自動機を使用して預金に預入れする場合には、自動機利用手数料をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人の申し出により、本人と生計を共にする親族1名)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

7. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で通帳またはカードにより預金に預入れをすることができます。(注1)
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行所定の自動機故障時等の取扱い金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。(注1)
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額、および連絡先電話番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
(注1) 提携先の窓口ではこの取扱いはできません。

8. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れ・払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。)、自動機利用手数料等金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合、または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カードによる被害)

- (1) 偽造カードによる払戻しについては、被害者本人に当行所定の書類(キャッシュカード盗難等に関する同意書)および本人確認書類を提出していただき、書類受領後の当行の調査(当該カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等)について協力が得られる場合、原則、当該払戻しにかかる損害を補てんいたします。
- (2) 第1項にかかわらず、次の各号に該当することを当行が立証できた場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - ② 本人が暗証番号をカードに書き記した場合
 - ③ 本人が自らのカードを他人に渡した場合
ただし、カード本来の使用目的に沿ってカードを他人(介護ヘルパー等)に渡した場合を除く。
 - ④ カードが他人に占有されたことにつき故意または重大な過失がある場合
 - ⑤ その他本人に故意または重大な過失があると推認しうる十分合理的な根拠が認められる場合

11. (盗難カードによる被害)

- (1) 盗難カードによる払戻しについては、次の各号に該当しない被害者本人に当行所定の書類(キャッシュカード盗難等に関する同意書)と本人確認書類を提出していただき、カードおよび暗証番号について本人に過失がないことを当行が確認できた場合については、損害の全額を補てんいたします。
 - ① カードの盗難、紛失等について当行への届出が速やかに行われていない場合
 - ② 所轄の警察署に被害届が提出されていない場合
 - ③ 当行の調査に協力していただけない場合
 - ④ 本人の家族、同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など、介護ヘルパーなどは含まない。)によって使用された場合
 - ⑤ 被害状況の届出書に偽造があった場合
 - ⑥ 戦争、暴動等著しい社会秩序に乗じたまたは付随してなされた場合
- (2) 第1項の請求がなされ、盗難カード等を用いて不正が行われたことについて、本人が善意でかつ過失(重大な過失を除く)により行われたことを当行が証明した場合は、当行への届出日30日前以後の払戻しに係る損害の100分の75に相当する金額を補てんいたします。
- (3) 第2項にかかわらず、次の各号に該当することを当行が立証できた場合は、当行は第2項に係る補てん責任を負いません。
 - ① 本人が他人に暗証番号を知らせた場合

- ② 本人が暗証番号をカード上に書き記した場合
- ③ 本人が自らの意思で、盗難される危険性が高いと一般に考えられる状況下にカードを置いた場合
- ④ 本人が通常求められる程度の注意を払っていない場合や、防犯措置を講じていなかった場合
- ⑤ その他本人に故意または重大な過失があると推認しうる十分合理的な根拠が認められる場合

12. (カードの盗難・紛失、届出事項の変更等)

カードを盗難・紛失された場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する次の各号に該当する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
 - ① 暗証番号を失念・暗証番号相違で使用できなくなった場合
 - ② 暗証番号を失念・暗証番号相違、紛失でカードを廃止し、その後再度カードを発行する場合
 - ③ カードを紛失した場合
 - ④ カードが偽造・盗難にあったが、警察に届出をしていない場合
 - ⑤ カード種類の変更（総合口座・普通預金カード ⇄ よさこい一体型カード）

14. (自動機への誤入力等)

当行の自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行本支店窓口に戻却してください。なお、当行普通預金取引規定、決済用預金取引規定または貯蓄預金取引規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。(注1)
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行本支店窓口に戻却してください。(注1)
 - (3) 次の各号に該当した場合には、当行はこの預金取引およびカードの利用を停止することが出来ます。また、この預金者に通知することにより、この預金口座を解約し、カードの利用を廃止することができます。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないこと、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者がこの規定の第16条（譲渡・質入れ等の禁止）に定める規定に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金口座に関し、最終の取引日から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ⑤ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑥ 法令に基づく場合、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる。
- (注1) 口座開設店以外での返却には犯罪収益移転防止法に定められた確認書類が必要です。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金取引規定、決済用預金取引規定、総合口座取引規定、貯蓄預金取引規定、デビットカード取引規定、こうぎん振込規定等、各種関連規定により取扱います。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

《こうぎん I C キャッシュカード特約》

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、I C キャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。なお I C キャッシュカードとは、従来のこうぎんカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能、その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。
- (2) この特約は、こうぎんカード取引規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはこの規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行所定の自動機（以下「ICキャッシュカード対応ATM」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

なお、こうぎんICキャッシュカードを、ICキャッシュカード対応ATM以外の自動機その他の端末で利用する場合には、こうぎんカードとしての利用となります。

3. (ICキャッシュカード対応ATMの故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATMの故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

4. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATMにおいてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、速やかに当行にICキャッシュカードかこうぎんカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップ等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATMにおいてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

以 上